

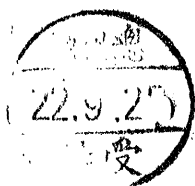


復務部 部長殿

復補第五号

昭和二十二年九月十九日

入取地方隊員知事



0847

大取地方隊員知事



前海安兵隊

大取地方隊員知事 九月十日軍入完

了致しました

追て前申渡分て到する趣

照を得たい

紙 (添)

(終)

紀 出長補給主任

大工部海部 務課長

大取地方隊員知事







品名			備									
ゴムテーパー	ゴムノリ	ゴムノリ	パラフィン	同 要兵庫	同 外匯	機 深 機	發 火 器	掃 海 隊 竹	捕 獲 網	防 衛 網 安 兵 區	各 種 索 止	各 種 鐵 架
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九〇〇	二五〇	八五	五〇	一〇	一〇	一〇	一	二	一	一	一三八二〇	三一四四九
			包 數 庫 に て 受 取 す							安 兵 不 足 數 二 九 個		包 數 庫 に て 受 取 す

一  
給

0851

改復總務部呈 殿

二一九號

昭和二十二年九月二十五日

大阪地方公共団体の部



0852



復興總務部二役局出納部 啟



建設部 共同 修材行に關する件通知

長春駐地海安兵隊修材行中在在助則は編部及舞陽開給部在在軍無き爲  
力に於て且買調應處に致しましたらかり可然仰了知を得たい  
道て補修材料行使の見返しに付いては取止す持前のみにて補修可能な隊  
定につきり旨直を得たい

記

綿ア一フ 白 卷  
一 黒 ア一フ 白 卷

寫送付先 二役局海謀反、改復總務部長

(終)

大阪地方復員局總務部長殿

寫

局長

總務課

課長

康務課

課長

復原部 六 九

昭和二十二年九月二十六日

第二〇〇〇〇番

大阪地方復員局總務部長殿

九月三十日

復原部 六 九

22.9.30

大阪地方復員局總務部長殿  
復原部 六 九  
昭和二十二年九月二十六日  
第二〇〇〇〇番  
大阪地方復員局總務部長殿  
九月三十日  
復原部 六 九  
22.9.30

0853





官民に於ける事多きを以て其の所望を遂げざる事多し一國の富強は其の  
徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
て其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し

其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し

其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し

其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し  
其の徳の豊かすべし其の徳不合理的なる一國其の富強も亦其の徳と成る事多し





追記「廢品及毀損品の取扱其他参考」

(1) 廢用品は補給用物品其他と異り新品は殆んどなく「當部には皆無」  
總て使用中の古品で相當使ひ古されてゐるが廢品は二復讐第二九三  
號に依つて其の處理は軍政部へ報告を要せず一應國內法限りの問題  
として出納命令官が自由處分し得る事とするも其の解釋が問題とな  
り其處に又運用上の余地が残されると思ふ  
假りに「廢品とは修理」又は加工「不能又は多額の費用を要し經濟  
的に引合はない物品」と定義するも毀損品との區分は甚だ不明瞭で  
あつて結局當事者が實狀に従つて其の都度判斷して處理して行くよ  
り方法がない事になる「夫で蓋支ないと思ふ」  
(2) 廢品は出納命令官限り自由處分し得るとするも毀損品の處分は如何  
にするか理論的には連合軍の了解なき限り府縣側へ引渡すべまであ  
るが府縣としては受取る義務のない物品は勿論受取るべき筋合の物  
品でも好まざる物品は曾を左右にし此を拒む傾向があるので此の點

府縣側へ徹底させて、必要があると思ふ一實際問題としては該當のものは非常に少い結果にならう。

(四) 特殊物件を指令に依つて他の官廳へ引渡の場合理論的には府縣を通ずる必要があるが取扱の簡易化から直接保轉の場合と同様の手續とする事が便利であると思ふ。

「終」

0859

一九四七年九月十日

UNREF/L-1113/44 (80)

賞番號 (二〇五〇)

局長

米國極東流軍部隊指揮官參謀長 W. W. BIRD  
第三復員局

總務部長

總用、東京終戰連絡中央事務局  
首圖、横須賀補給の潤滑油を内務省に移管の件

總務部長

一 關連文書(1)は表に載せられた種の潤滑油の内務省移管に關する許可申請である。  
二 關連文書(2)は表に載せられた種の潤滑油の内務省移管に關する許可申請である。

廢務課長

課附

第二復員局は餘剩物資が進駐軍に不要なることを地方軍政府を經由して  
確め、後之を内務省に引渡す様永続的に指令されてゐる。此等の資材に  
ついては横須賀流軍部隊指揮官に報告すべし。若し進駐軍に不要であ  
らば民需に振り向けらるゝ爲めに内務省に返還すべしである。

經理部長

行先 横須賀流軍部隊指揮官

商品部長

別紙

(終)

0860

陸地復局

一九四十年九月十九日

AG 八八六・六一四七・九・一九一

聯合國最高指揮官代理民間財產管理官

宛 日本政府

經由 東京終戰連絡中央事務局

押收財產處分の件

聯合國最高指揮官司令部發日本政府宛左の證書に關聯する。

一、一九四五年九月二十四日附綴込番號 AG 四〇二・五（四五・九・二四）  
S.O.P. 五三一日本軍隊より受領並に受領すべき器材、需品及裝備に關する件

一九四六年四月十九日附綴込番號 AG 三八六・三（四六・四・一九）  
S.O.P. 八八五押收財產の收藏及報告に關する件

需品部長  
經理部長

局長  
課長  
課長  
課長  
課長

0861

2. 右明細書は右開聯軍駐日bに依り取戻及(又は)報告された財産の放出に對して何等許可を與へらるものに非ざることとを茲に日本政府に通告する。

右明細書1に依り報告され、聯合國最高指揮官司令部民間財産管理官に依り弁せられた以外の財産及指令に依り處理されたあらゆる押收財産の完全なる明細書の準備を日本政府に指令する。右明細書に各項目を表記するに際しては各項目毎にCPC番號に準據し且左の情報を記することとを要する。

a. 元報告された數量

b. 放出された數量

c. なお殘存する數量

d. 放出許可指令

右明細書は一九四七年一月三十一日迄に聯合國最高指揮官司令部民間財産管理官へ提出のこと。

(終)

0862



阪復總第二七二號

昭和二十二年十月一日

大坂地方復員局總務部長

第二復員局總務部長 殿

地方軍政部に提出の移管資材一覽表

西郎に關する件報告

首題の件九月中に處理せるものなし

「終」

308

0863

五子

阪復録第

三三三

昭和二十三年十月

第三復録局の總務部長殿  
お蔭で復録局の總務部長

地方軍政部の提出の復録局の表  
は開くは仰 報告

白紙の紙 九月半に上座処理せよとの旨

〆

0864

發付後 査閱 淨書 校合 月 日發付

(起案用紙)

經理部長

課長

課部員  
主務部員

十月

二日起案

改正案

大阪地方物件処理委員会委員名簿 (昭和五年九月五日改正)

宛 文書昭和 年 月 日 記名 官憲

委員長

部員會

部會長

委員

員

四部

總務部會

總務部員  
中杉清治

各部會長

福田、伊吹、廣田

衣物部會

補給部員  
小山清行

補給部

福田、松本、伊吹

通常物品部會

給養部員  
岩田清治

給養部

福田、伊吹

事件部會

總務部員  
中杉清治

總務部

福田、伊吹

掃海部會

掃海部員  
神山千代三郎

掃海部

福田、伊吹

經理部長

○印 部會幹事

海軍

(伊東納)

0865

大阪地方物産處理委員會委員名簿 (昭和二十二年四月十九日)

局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長
總務部長	大阪地方復興局長	庶務課長	課長	總務部會	需品部會	衣衾部會	通常物品部會
中杉洞治	中杉洞治	中杉洞治	中杉洞治	中杉洞治	小山海行	岩田洞治	岩田洞治
各部會長	總務部	總務部	總務部	總務部	總務部	總務部	總務部
○福田◎平林	○福田◎平林	○福田◎平林	○福田◎平林	○福田◎平林	○福田◎平林	○福田◎平林	○福田◎平林
濱口、本松、廣山	濱口、本松、廣山	濱口、本松、廣山	濱口、本松、廣山	濱口、本松、廣山	濱口、本松、廣山	濱口、本松、廣山	濱口、本松、廣山

◎印ハ委員會幹事  
○印ハ部會幹事

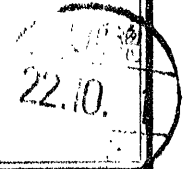
各子手  
各部  
中杉洞治

復經第 六 號 二 一 〇

昭和二十二年十月一日

大阪地方復員局長 殿

大阪地方復員局 經理部 長



事務課長

事務課長

庶務課長

課長

物件處理委員會委員交代の件具申

大阪地方物件處理委員會常物品部會及雜件部會の經理部委員（通常物品部會幹事を兼ねる）前田事務官十月五日附退官については後任として當部勤務鴻事務官に依囑方御取計を得度

追而更迭の期日としては物品會計官更交代の九月三十日附とされたい

（終）

手書きのメモ：事務課長、前田事務官、十月五日、附退官、後任、物品會計官、更交代、九月三十日、附とされたい

0867



(起案用紙)

發付後 査閱 淨書寫 校合 月 日發付

經理部長

課長

主務部員

十月

三日 起案

局長

總務部長

總務部員

庶務課長

附

大阪府特殊物産處理事務局長宛 文書昭和五年十月 日官憲 附錄事務局長

糧食品管理業務の件通知

別紙復之第六七九号及復之第六四七号を以て

復之片總裁より訓令が有りましたので御通知致し

ます。

尚引渡に關し時期を得次第速かに關係者より

打合せと致す。 別紙 復之第六七九号 復之第六四七号 官席



昭和三十九年二月七号

海軍

(伊東納)

0869

商工部 局長

昭和三十三年十月九日

大阪府 商工部長

大阪地方復興局長 忠仰 中

糧食品並に需品保管轉換の件

余田 四郎

庶務課長

課 附

本年十月三日付大阪復興總字二七六号五以て四報せられたる標記の件大阪府配分の令に付ては別紙の通り処理するに致しましたの御承知せられたり

神谷部長 宛  
要送  
呈理

0870





商  
号

昭和三年十月九日

大阪府商工部長

大阪府食糧部長

大阪市長 殿

特殊物件拂下げに關する件

昭和三年十月九日付食元七三号五以て別紙の通り拂下げ  
致しましたか右は左記に依り処理せうかたい

記

一 本物資の引取者は貴職の指定せられたる大阪水産物商

受共 同組合として行はしめること

二 本物資の配分方法並に便途に付ては本府食糧部長

0872

の指示に依ること

三、本物資配給に関する書類は取纏め保存すること

四、本物資の拂下価格は食糧部長、商工部長、大阪地元復興局長協議の上決定するものとす

五、本物資受領の際に別紙様式に依る受領書各四組を大阪府商工部長並大阪地元復興局長に提出すること

六、拂下げ代金は大阪府地元復興局に納入すること

0873

2

二重書第一七一號

昭和二十二年十月四日

復興廳第二復員局資料課

福田 宗 正 殿



Maritime Trading and Supply Company から押収した物件  
に関する件照會

貴廳の件について連合軍司令部から別紙の様な指令があつたがその附表に  
は通商五十ノ條の商船取調を含む膨大な被取調が記されてある而して之等  
物件は一九四一年十二月商配會附開議の議の在取品であり日本軍商船中に  
消費されたと會社が稱するものである。

貴社本件に關して御承知なれば可及的詳細に御回答を煩はし度い尚ほ之等  
物件中には日本軍のマニラ攻撃の勝敗火を獲つたものも相當あると推はれ  
るのでマニラ沿海地帯の被害状況等特に商配會社に被害状況も併せて御進  
知を待たい。

是等指令の附表は膨大であるので之を添付しない。

一 陸 軍 統 帥 部 文 書 一

海 軍

0874

一九四七年七月二十六日

先書

聯合軍最高司令官部陸軍部軍務課

高級副官 大佐 M. M. レヴィー 代理 S. O. レヴィー

宛 日本政府陸軍部軍務課

件 題

Heiltsu, Pte. Ltd. and Supply Company

軍用品及び機械類に関する件

一 陸軍部軍務課は附屬配給の陸軍部、海軍部軍用品及び機械類の現所

在在及び現状について調査し報告をなすべし

二 此の報告は一九四一年十二月比島マニアの海軍部軍用品に於て Heiltsu, Pte. Ltd. and Supply Company

のものである。

三 報告は民間財源管理課に一九四七年九月五日迄に提出すべし。

「終」

海軍

0875

昭和二十二年十月十日

大阪地方復員局總務部  
福田宗正

第二復員局資料整理部長殿

Manila Trading and Supply Company から押収した物件  
の歸する件回答

一九四一年十二月日本軍が「マニラ」に入つた際海軍部隊（小部隊）が  
占領したのは港灣地區の「マースマンビルディング」のみで其の他は全部  
陸軍部隊が占領して居り  
Manila Trading and Supply Company は陸軍部隊が  
占領して居つた様に記懐して居る従つて同會社から自動車類機械類を押  
収したとすれば勿論陸軍部隊であると思ふ。

尙一九四二年一月九日第三南遣艦隊司令部が「マニラ」に入つた當時は  
海軍部隊の所有して居つた自動車類は僅かに乗用車數臺程度で司令部「

0876

マニラ」着任後陸軍司令部と「トラック」乗用車の移譲を交渉せるも乗  
用車數臺の移譲を受けたのみで「トラック」は終に中央に要求し臺灣上  
り五十臺送つて貰つた事を記憶して居る

「終」

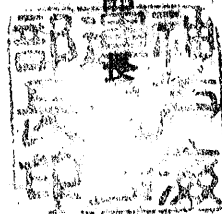
0877





神海保 第二七七六號  
昭和二十二年十月二十九日

神戸海運監理部



大阪市東區北濱三丁目

大阪地方復員局長 殿

局長

總務部長

庶務部長

庶務課長

課附

需品部長

經理部長

備品並消耗品の保管轉換方について

先般連合軍總司令部よりの覺書に因つて去る八月二十八日前貴局掃海部所屬第四號艇を當部に配屬され海上保安の業務を執行することとなつたが之が業務用としての備品並消耗品は極度に拂底し容易に得られない現状であり、強いて求めんとすれば關値により多額を支出するの外なく現在與えられた僅少な豫算では到底之が業務を遂行する物品を整備することは不可能であるので貴局保管の別紙物件を早急當部に保管轉換方特別の御配

長業課長

審議の西女

0879

慮が願いたし。

尙海上保安に従事する船艇は本年度中に二隻増加の豫定であり之が補助艇としては現在當部所屬の船艇十隻を使用の豫定である。

0880

衣類 請求書

神戸海運監理部

船員用毛布  
授除服

五ツツ枚  
五ツツ枚

大阪箕野ノ第二復員町(川口町)蔵置

(神戸海運監理部)

(半、裁野紙)

0881

食糧品請求書

神戸海運監理部

缶詰(樽)六噸

大阪地方第三復員局(川口町)蔵置

(半截野紙)

(神戸海運監理部)

0882

別紙

美

海上保安用

備品消耗品請求書

神戸海運監理部

(神戸海運監理部)

(半欄野紙)

0883

大坂地方第三復員局(川口町)蔵置

中速四口馬力ダイゼン機	品名	数量	品名	数量	品名	数量
給入辨	二五	クエンブロック	五	入子	五	五
排出辨	二五	滑車	二	ピストン	二	五
〃(完備)	六	高圧電線	一〇〇米	圧力計四五K	一	五
燃料カム用コロ	二	バルカーバックス	一五	圧力計四K	一	五
ピストンピン	五	ゴム紐四種丸	一〇〇米	球軸受SKF二品	一	五
ボルトピン裏金	五	〃	一〇〇米	〃	一	五
オイルリング	九	〃	一〇〇米	〃	一	五
シリンドー蓋	五	〃	一〇〇米	〃	一	五
ピストンリング	二〇	出口辨	二	〃	一	五
給排弁腕	五	入口辨	二	NTN六三〇	一	九
スベル辨	二	ノツズル	十	ナチ六三二	一	五
フランジヤ	二	接合棒	五	SKF	一	〇

(神戸海運監理部)

(半紙野紙)

0884







大阪地方第一復員局(山口町)蔵庫

品名	数量	品名	数量	品名	数量
備品消耗品					
救急目録(附冊)	五〇	鉄削シン	三〇箱	アスベストシキ	三箱
備品目録	二〇	乾電池	二〇個	アスベストシキ	三箱
金切鋸刃	二〇打	ゴムテープ	五〇個	アスベストシキ	三箱
ハンカチ	五〇本	リネテープ	五〇個	アスベストシキ	三枚
塩酸	一〇瓶	ワイヤー	三〇巻	アスベストシキ	五枚
練黒鉛	一〇缶	ワイヤー	三〇巻	アスベストシキ	五枚
練白鉛	二〇缶	ワイヤー	三〇巻	アスベストシキ	五枚
布屑	一〇〇貫	ワイヤー	三〇巻	アスベストシキ	五枚
グリース	一〇缶	ワイヤー	三〇巻	アスベストシキ	五枚
金剛砂布	二〇〇枚	ワイヤー	三〇巻	アスベストシキ	五枚
鉛針金	二〇〇呎	ワイヤー	三〇巻	アスベストシキ	五枚
ワイリン	五〇把	ワイヤー	三〇巻	アスベストシキ	五枚

(神戸海運監理部)

(半紙 野紙)

0887

大阪地方第二復員局(山口町)蔵置

(神戸海運監理部)

品名	数量	品名	数量	品名	数量
コンビパス	一五	アイホルト	三	半丸	五
吋尺(鋼製)	三	半田鏡	三	丸	五
折尺(木製)	三	カリパス	三	平	八
覗見尺	三	金切鉄	五	鳥帽子	八
マシロー	三	衛帯切鉄	三	溝掘	八
スクエヤー	五	小刀	三	油首	一
金切鋸	三	移動灯	三	イギリス	一
弾低油差	三	鑿柄	三	スパー	五
油	一五	鑿	五	スパー	三
シリ	三	平	一	スパー	三
白鋸	五	角	六	スパー	三
衛帯打	三	テークル	二	スパー	三
木螺	四	三角	五	スパー	三

(半紙)

0888

品名	数量	備考	品名	数量	備考
蠟燭	七〇本		無線電音機	三〇冊	
鉛筆	七〇本		復音機	一三枚	
全	二冊		六分儀	五ヶ	
全	三冊		時計	二ヶ	
鉄筆	二〇打		海濱電線計	五ヶ	
硯	二〇個		電氣航海灯	五ヶ	
筆	三〇本		布木ノス	七〇枚	折込三ヶ 果分一ヶ
墨	二一〇枚		スコツポ	三ヶ	
ペン	二〇八打		膳具盤割	六ヶ	
ペン軸	二四四本		大工道具	四揃	
官用航海器具	四冊		カノン	二〇枚	
船用航海器具	四冊		クーラー	二個	
無線電音機	三〇冊		温度計	一個	

大阪地方第二復員局 (山口町) 蔵置 (神戸海運監理部)

(半紙野紙)

0889

南京錠	中取現用鈔紙	厚布蛇管	ゴム蛇管	消火器	洗面器	椅子	信号旗	救命帽衣	救命簿器	全	無線用支子	船舶運送機
(大) 一〇ヶ	一〇ヶ	五米	五ヶ	三〇ヶ	一〇ヶ	二〇ヶ	一〇組	一六〇ヶ	一〇ヶ	五ヶ	五ヶ	五揃
食器	巾着角	トワイン	針	ナイフ	ワイヤ	エル	帆布	炭素棒	葉箱	膳寫盤	探見灯	探見灯
小大 一〇〇ヶ	一〇ヶ	五〇ヶ	一五ヶ	一〇本	一〇本	二〇ヶ	三〇本	三ヶ	三ヶ	三ヶ	五打	一〇ヶ

品名 数量 備考 品名 数量 備考

地方第一徳員司 (山口町) 積置 (神戸海運監理部)

0890

受信器	揚旗線	信号機	懐中電灯	丸ペン	電灯	荷役燈	鑄ケツリ	鑄落金櫃	全三對	ハシ	三角定規	双眼鏡
一個	二四〇米	一五尺	五個	一個	三個	一個	五九個	三二個	一個	一個	二九組	二個
無線電機	枕	葛布團	箸	磨布紙	磨紙	半田	泡	泡	藥	全	クエー	氣象用定規
五個	五個	一五枚	一〇組	一〇枚	二六枚	一〇本	一〇個	一〇個	五〇個	一五卷	一五卷	一〇枚
							野菜甲	魚肉用				

(神戸海運監理部)

(半紙野紙)

0891

黒板	鏡	槽 ベソ	通船 槽櫃	甲板 洗用桶	筒 先	医療 品一式	黒 球	測 鉛線	線 孔鉄線	防 艇物 (移動用)	品 名	数量	品 名	数量	品 名	数量			
= 0	= 0	= 0	各 五	四 五	一 0		= 0 ヶ	× 0 0 米	一 五	= 0		= 0	ラン プ芯	六 0 米	塩 酸	六 0 立	ヘ イ ト (緑)	一 0 0 巻	
(白)	(茶)	ヘ イ ト (黄)	船 口 覆	雑 用 ロ ー フ	半 村	釘 二 五 村	表 系 七 式 電 球	ブル ー ム	甲 板 刷 毛	併 見 灯 用 乾 電池		二 0 打	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0
一 カ 0 キ 0	一 0 0 キ 0	一 0 0 キ 0	五 0 平 方 米	五 0 0 米	各 一 0 目	各 一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	二 0 打	六 0 立	六 0 立	六 0 立	六 0 立	六 0 立	六 0 立	六 0 立	六 0 立	六 0 立
叙 定	食 器 格 納 料	特 異 な 度 量 ヤ 台	一 反 皿	イ ン ク 至 少 一 0 0	併 見 灯 用 乾 電池	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0
二 0	二 0	五 0	五 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0	一 0 0

神戸海運監理部

(神戸海運監理部)

(半紙、野紙)

0892

姐 板	鋸	ナ 夕	オ 巾	洋 皿	茶 瓶	焼 物 用 ク リ キ	パ ン マ キ 器	フ ラ イ バ ン	米 洗 用 桶	桝 二 ヶ 五 合	鑑 秤	湯 吞	品 名	数量	品 名	数量	品 名	数量																
三口	一口	一口	各 一 口	一 口 口	一 口 口	一 口 口	一 口 口	一 口 口	一 口 口	五 ヶ 五 合	五 三 五 合	一 口 口	飯 杓 子	二 口 口	汁 ス	二 口 口	亀 甲 筑 小 大	各 三 口 口	タ ワ シ	一 口 口	五 口 組	二 口 個	口 大 バ ン	一 口 口	船 身 用 毛 布	三 口 口 枚	授 除 服	二 口 口 着	生 詰	六 口 口				

神戸海運監理部

(神戸海運監理部)

(半裁野紙)

0893





衣類 講求書

神戸海運監理部

(半信封紙)

船員用毛布  
授除服

五口口枚  
五口口枚

大阪箕野ノ第二復員局(川口町)蔵遺

(神戸海運監理部)

0895

食糧品請求書

神戸海運監理部

缶詰(樽) 六噸

大阪地方第三復興局(川口町)蔵置

(半切横野紙)

(神戸海運監理部)

0896